

不適正スクラップヤード対策、廃棄物等輸出入の適正化



【令和9年度要求額

718百万円（153百万円）】

環境省

スクラップヤード事業に対する許可制度、廃棄物等の適正な輸出入の実現等により再生資源供給の強靱化に貢献します。

1. 事業目的

- ① スクラップヤード業の許可制度の導入・開始に向けて、自治体や事業者が円滑に制度を運用するための方策を検証し、普及啓発等を行うことで、自治体における体制整備に資することを目的とする。
- ② 関係機関と連携した水際対策強化、バーゼル法の厳格な運用、改正廃棄物処理法に基づく輸出確認の基準検討等を通じて、不適正な輸出を未然に防止することで廃棄物等輸出入の適正化を図る。

2. 事業内容

① 不適正スクラップヤード対策

関連条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。その上で、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策や制度導入後の影響を検証する。加えて、自治体での活用を想定した普及啓発資料の作成により、制度周知を推進する。

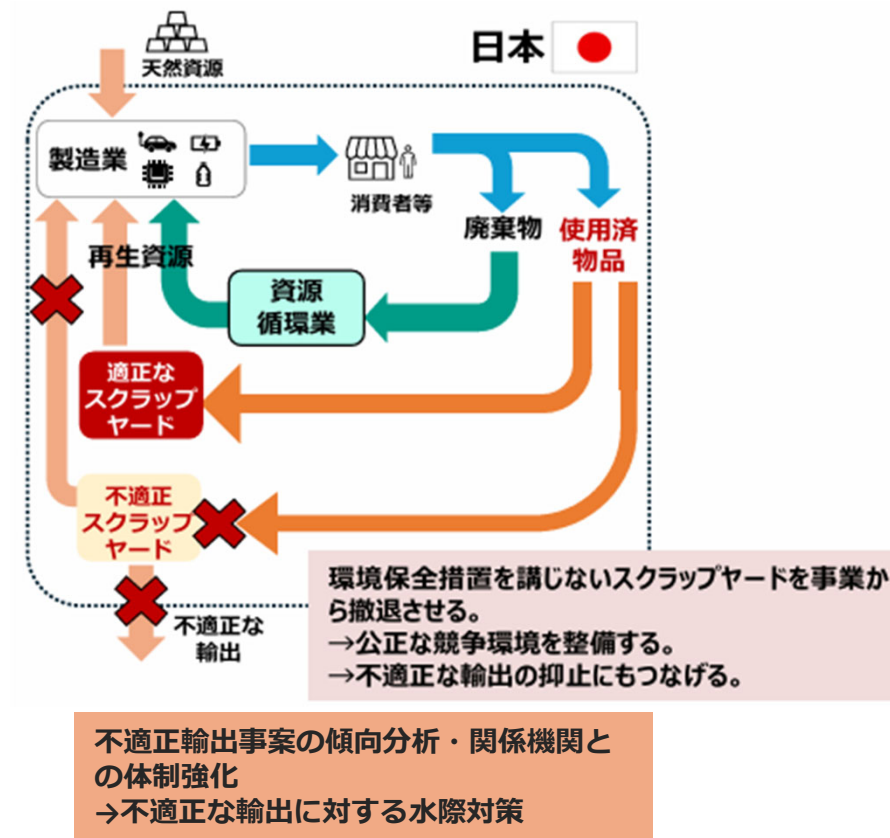
② 廃棄物等輸出入適正化推進費

不適正輸出事案の傾向分析、金属資源を含むスクラップに係るバーゼル法対象物の範囲・該非判断基準の検討・見直しを行い、不適正な輸出に対する関係機関と連携した水際対策の強化及びバーゼル法の厳格な運用を実現する。また、地方環境局、税関、経済産業省等の関係機関とのより強固な体制を構築し、廃棄物等輸出入の適正化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負事業、②請負事業、拠出金等
- 請負先 民間事業者等（請負）、条約事務局、研究機関等
- 実施期間 平成2年度～

4. 事業イメージ



廃棄物等輸出入適正化推進費



環境省

【令和9年度要求額

263百万円（153百万円）】

循環経済行動計画に基づく水際対策及びバーゼル法の運用強化等を行い、我が国の廃棄物等の適正な輸出入を実現します。

1. 事業目的

金属資源等の国内資源循環促進等のため、「循環経済行動計画」に基づく海外流出抑制策と関係機関との水際対策、バーゼル法の厳格な運用、改正廃棄物処理法に基づく輸出確認の基準検討等を通じて、不適正な輸出の未然防止及び摘発体制構築の実現を実施する。有害廃棄物等の越境移動に係る手続を定めたバーゼル条約に係る国際会議対応及び国内の適正な施行を行い、我が国に関係する廃棄物等の適正な輸出入を実現する。

2. 事業内容

1. バーゼル条約に係る国際対応及び国内における適正な施行

令和8年4月に会議決定した循環経済行動計画に基づき、不適正輸出事案の傾向分析、金属資源を含むスクラップに係るバーゼル法対象物の範囲・該非判断基準の検討・見直しを行い、不適正な輸出に対する水際対策の強化及びバーゼル法の厳格な運用を実現する。また、改正廃棄物処理法における特定使用済物品の輸出確認の基準を検討する。さらに、第18回バーゼル条約締約国会議(COP18)等に出席し、我が国にとって不利益が生じないよう交渉を行う。

2. 地方環境局における税関との連携

改正廃棄物処理法の輸出確認規定の新設・上述の水際対策、バーゼル法運用強化を踏まえ、より現場に近い地方環境局におけるより不適正な輸出を水際で防ぐより強固な体制を構築する。

3. 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金

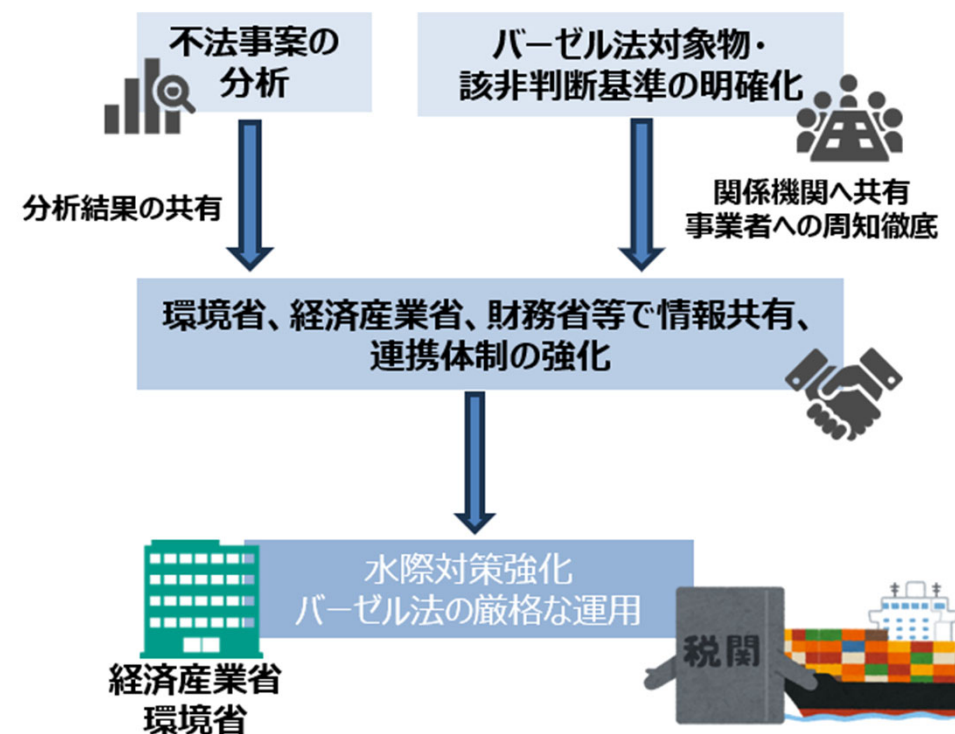
我が国のプレゼンスを確保するため、バーゼル条約事務局への拠出金について、我が国において重要性の高い案件に重点的に拠出する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 拠出金 等
- 拠出先 民間事業者 条約事務局 研究機関 等
- 実施期間 平成8年度～

4. 事業イメージ

【バーゼル法の厳格な運用イメージ】



産業廃棄物等処理対策等推進費のうちスクラップヤード業に対する許可制度の円滑な施行のための整備事業



【令和9年度要求額 455百万円（新規）】



スクラップヤード業に対する許可制度の施行に向けて、実態調査や普及啓発事業、システム構築等を行います。

1. 事業目的

- ① スクラップヤード業の許可制度の導入・開始に向けて、自治体・事業者による円滑な制度運用に資する方策等を検討し、普及啓発等を行うことで、自治体における体制整備を推進する。
- ② 衛星画像によりスクラップヤードの位置情報を収集・分析し、自治体が活用できるデータを提供する。
- ③ 許可事業者情報を検索できる登録システムを構築する。

2. 事業内容

- ① 自治体における体制整備の推進（実態調査・普及啓発事業）
関連条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。その上で、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策や制度導入後の影響を検証する。加えて、自治体での活用を想定した普及啓発資料の作成により、制度周知を推進する。
- ② 衛星画像によるスクラップヤードの位置情報の分析
衛星画像のデータを収集・分析し、GIS（地理情報システム）等を用いて、自治体が活用できる情報として提供する。
- ③ スクラップヤード業者登録システムの構築
スクラップヤード業者の事業者情報、許可情報、行政処分の情報等を登録事項とするシステムを構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

① 自治体における体制整備の推進



スクラップヤードの実態調査



普及啓発資料による制度周知

② ヤードの位置情報の分析



スクラップヤードの位置を把握

③ 登録システムの構築



スクラップヤード業者の登録情報を閲覧できるシステム